渡部純三次長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	皆さん、おはようございます。今日もご苦労様でございます。新型コロナウイルスもこのところ県内、また松山でも感染が確認されていない良い条件に移行しつつあるようです。ただまあこれも、まだ油断できないとは思いますので、本日の総会も三密を避けるという意味で時間短縮と、出席委員も本日は２分の１の過半の人数で制限をさせていただきました。今日はどうぞよろしくお願いいたします。 それではただ今から、第195回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されております。法律第27条第３項の規定により本総会が成立いたしております。御報告いたします。 つづきましては、本日の議事録署名人には、生石地区の秀野委員、久谷地区の池田委員のお二人にお願いをいたします。 なお、本日は関係する議案の説明のため、久枝地区の渡部孝志推進委員に出席していただいております。本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第１号～９号まで、９件の議案が提出されております。なお、本日は前回と同様、会議の時間短縮を図るため、報告案件の議案第１号～第４号までの４件につきましては、一括審議とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。 それでは、議案第１号、「農地法第18条第６項解約通知専決処理報告」、議案第２号「農地法第４条届出専決処理報告」、議案第３号「農地法第５条届出専決処理報告」、議案第４号「農地法第18条第６項解約通知報告」の４件を一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。
西山昌宏副主幹	それでは、議案第１号から御報告いたします。 ５条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。 １番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に５条届出により、転用するものでございます。離作補償はないとしております。

	続きまして、議案第２号及び第３号を御報告いたします。令和２年３月 24 日～４月 23 日までに専決処理した案件は４条届出が６件、５条届出が 16 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 全て適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から５日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、第４号議案を御報告いたします。 １番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が農地として管理するとしております。離作補償はないとしております。 ２番、本件は、平成 24 年１月 10 日付け農地法第３条許可でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 ３番、本件は、平成 28 年５月 10 日付け農地法第３条許可でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が耕作するとしております。離作補償はないとしております。 ４番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。以上です。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 ただ今、議案第１号から第４号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 はい、ありがとうございます。それでは、以上４件は何れも異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。 次、議案第５号、「農地法第３条許可申請」について議題といたします。事務局か

	ら説明をお願いします。
西山昌宏副主幹	お手元に審査基準１号から７号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、併せて御覧ください。それでは御説明いたします。 １番、譲受人は、農地約 42 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 続きまして、２番と９番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 続きまして、３番と４番が、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を譲り受け、また借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 続きまして、５番、譲受人は、農地約 35 アールを耕作する兼業農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営規模拡大を図るものでございます。 続きまして、６番、譲受人は農地約 27 アールを耕作する農業者でございます。この度自作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 なお、本案件は、許可後 30 アール越えとなる案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 続きまして、７番と８番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約 63 アールを耕作する農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 続きまして 10 番、譲受人は伊予郡松前町で令和元年 11 月 11 日に設立され、農地約 200 アールを耕作する農地所有適格法人でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の安定と規模拡大を図るものでございます。 なお、本案件は、譲受人が農地所有適格法人でございますが、松山市内の農地を

	初めて譲り受ける案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で、御審議お願いいたします。 　続きまして、11 番、譲受人は農地約 154 アールを耕作する兼業農家でございます。この度申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 　続きまして、12 番、譲受人は新規農業者でございます。この度、申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 　なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 　続きまして、13 番、14 番、15 番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約 21 アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 　なお、本案件は、許可後 30 アールを越えとなる案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 　続きまして、16 番、17 番、18 番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 　なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。 　続きまして、19 番譲受人は、農地約 236 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を借り受け、自作地として農業に精進するものでございます。以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。次に地元委員から補足説明をお願いします。７ページの２番と、８ページの９番は新規農業の併用案件です。２番の所在地が小野地区ですので、家久委員からお願いします。
家久英雄委員	それでは、御説明をいたします。先ほど事務局から説明がありました２番、９番の案件について御説明いたします。申請人は、浮穴地区に居住し、この度、小野地区並びに石井地区の農地を借受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものでご

	ざいます。 　申請人の就農経験は短いですが、農業経験の豊富な地域の農業者のサポートを受け真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 　９番は石井地区ですので、浮穴地区の南委員からお願いします。
南耕一委員	先ほど事務局から説明がありました２番、９番の案件について、申請人は浮穴地区に居住し、この度石井地区並びに小野地区の農地を借受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。申請人の就農経験は短いですが、営農経験豊かな地域の農業者のサポートを受け、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願いします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 　すいません、また南委員になるんですけど、７ページの３番と４番、これも新規農業の案件で、所在地が浮穴地区ですので、南委員よろしくお願いいたします。
南耕一委員	こちらも先ほど事務局から説明がありました３番、４番の案件について、申請人は久米地区に居住し、この度浮穴地区の農地で、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。申請人の就農経験は短いですが、親元でのサポートを受け、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを承知いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願いします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 　次に、６番です。30 アール越えの案件で、久谷地区ですので池田委員からお願い

	します。
池田友邦委員	この譲受人は、久谷地区の農地を譲り受け、農業の規模拡大ということで、農業に対する意欲も充分に見受けられ、真剣に農業を営む姿勢がありましたので、地元においてこれを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次に、10番は法人であります。朝美地区ですので、余土の池田推進委員からお願いします。
池田功推進委員	それでは御説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人はこの度、朝美地区にてレモンを生産し、農業経営安定、規模拡大のため、新たに農地を取得し、事業を行いたいと申請に至ったものであります。地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ、地域の取り決めを遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願いします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 次は9ページの12番であります。新規農業の案件で久枝地区ですので、渡部孝志推進委員からお願いをいたします。
渡部孝志推進委員	それでは御説明いたします。先ほど事務局から御説明がありました12番の案件について、申請人は久枝地区に居住し、この度同地区の農地を譲り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。申請人の就農経験は短いですが、譲渡人である祖父のサポートを受け、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。本会での御審議をよろしくお願いします。

渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次に９ページ、10ページにまたがっております13番、14番、15番、これは30アール越えの併用案件であります。この内、13番、14番は立岩地区、15番は正岡地区であります。西垣委員から併せて御説明をお願いします。
西垣政美委員	先ほど事務局から説明がありました13番、14番、15番の案件について、申請人は北条地区に居住し、この度、立岩並びに正岡地区の農地を新たに取得し、経営規模の拡大を図る為に今回の申請に及んだものであります。申請人には親元での就農経験も充分あり、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次は16番、17番、18番です。何れも新規農業の併用案件であります。粟井地区でありますので、梶野委員からお願いします。
梶野宰委員	それでは御説明します。先ほど事務局から説明がありました16番、17番、18番の案件について、申請人は粟井地区に居住し、この度、同地区内の農地を借受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。申請人の就農経験は短いですが、地域の営農指導員のサポートを受け、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただ今、議案第５号につきまして事務局並びに地元委員からの補足説明がありました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

	はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第６号、「農地法第５条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
西山昌宏副主幹	大変申し訳ございませんけれども、御審議いただく前に議案の訂正を３か所お願いいたします。議案書 13 ページ、８番と９番の譲受人職業を土木工事業から石・タイル・レンガ・ブロック工事業に訂正をお願いいたします。３か所目が、11 番の転用目的の農業用倉庫の後に「及び農作業場」を追記していただくようお願いいたします。 それでは御説明いたします。 １番、本件受人は、土木工事業を主な業務とする法人でございます。事業量の増加に伴い、重機などの業務車両も増加し、既存の露天駐車場及び露天資材置場が手狭となり、車両の出し入れなど作業効率が非常に悪く、何かと業務に支障をきたしていることから、この度、既存の施設に隣接する本申請地を取得し、一体で露天駐車場及び露天資材置場として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象をなっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 なお、本件は、申請面積が 3,000 平米を超えますので、今月 27 日に開催予定である愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで、御審議お願いします。 続きまして、２番、本件受人は、農地約 43 アールを耕作する農業後継者でございます。議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。本申請地の農地区分は、伊予鉄鷹の子駅からおおむね 500 メートル以内にあることから、第２種農地と判断されます。 続きまして３番、本件受人は、土木工事業を主な業務とする法人でございます。事業量の増加に伴い、賃借している既存施設が手狭で何かと業務に支障をきたして

	いることから、この度事業所を新築移転するのに伴い、近隣する本申請地を取得し露天駐車場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断されます。また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで御審議お願いいたします。 　続きまして４番、本件受人は、農地約 14 アールを耕作する農業後継者でございます。議案書記載の内容にて、農家住宅を建築したいとしております。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第２種農地と判断されます。 　続きまして５番、本件受人は、不動産業を主な業務とする法人でございます。近隣事業所からの要望や地元住民の需要も見込まれることから、この度本申請地を賃借し、58 台分の貸露天駐車場を開設したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。また、本件は、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 　続きまして６番、本件受人は大阪府に本社を構え、運送業を主な業務とする法人でございます。現在の主要運送ルートの中でも、愛媛松山ルートについては、拠点となるトラック等の露天駐車場が無く、業務依頼があるたびに大阪本社よりトラックを充当して業務を行っておりますが、作業効率が非常に悪く業務に支障をきたしていることから、この度市内森松町に営業所を設置したことから、本申請地を賃借するのに合わせて、隣接する雑種地も賃借し、一体で大型トラック等の露天駐車場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、自動車専用道路の出入り口からおおむね 300 メートル以内にあることから第３種農地と判断されます。 　続きまして７番、本件受人は不動産業を主な業務とする法人でございます。近接事業所からの要望や地元住民の需要も見込まれることから、この度本申請地を取得し、17 台分の貸露天駐車場を開設したいとしております。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断されます。また本件は、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったう

	えで御審議をお願いします。 続きまして８番、本件受人は、石・タイル・レンガ・ブロック工事業を主な業務とする法人でございます。近年、事業量の増加に伴い、既存の露天駐車場及び露天資材置場が手狭となり、業務に支障をきたしていることから、この度事業量が増加してきた砥部町や東温市等に近い本申請地を取得し、露天駐車場・露天資材置場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断されます。 続きまして９番、本件受人は、石・タイル・レンガ・ブロック工事業を主な業務とする法人でございます。この度、新たな収入の確保を図るため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断されます。 続きまして 10 番、本件受人は、電気工事業及び売電業を主な業務としております。この度、太陽光発電による売電事業の拡大のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。本申請地の農地区分は、松山市役所浅海出張所からおおむね 300 メートル以内にあることから、第３種農地と判断されます。 続きまして 11 番、本件受け人は農地約 130 アールを耕作する農業者であります。現在、兄の農業用倉庫を借りながら農作業を行っておりますが、作業効率が非常に悪く支障をきたしていることから、この度本申請地と隣接する宅地を併せて取得し、一体で農業用倉庫及び農作業場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断されます。以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次に地元委員から補足説明をお願いいたします。12 ページの１番は伊台地区で、1,000 平米超えですので、湯山の山下委員からお願いします。

山下武則委員	それでは御説明をいたします。先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、解体工事や土木工事を主に行っている会社です。現在の事業量の増加に伴い、以前より人員、車両、車庫等を増加して事業の拡大を考えておりました。事業拡大のために重機などを購入予定であること、従業員用の駐車場が不足していることから、今般、既存資材置き場、露天駐車場に隣接する本申請地を取得し、露天資材置き場、露天駐車場として利用したく、本申請に至ったものであります。隣接農地への被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承した訳でございます。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次に３番ですが、久米地区ですので1,000平米超えの案件で、田中委員お願いします。
田中正人委員	それでは御説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたが、本件譲受人は、土木工事業を営む法人であります。現在借りている事務所の移転に伴いまして、事務所の近くで借りている露天駐車場の利用が非常に効率が悪くなりましたので、新たに移転先近隣で露天駐車場の確保をしたいと考えていたところ、当法人の移転先の事務所からも近く、十分な広さを確保することのできる本申請地を見つけ、本申請に及んだものです。転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次は13ページです。５番は浮穴地区で1,000平米超えの案件であります。南委員お願いいたします。
南耕一委員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は松山市井門町に本店を構え、不動産の賃貸業を営む法人です。譲受人には、周辺事業所から申請地を駐車場とし

	て利用したい旨の相談があり、仮契約に至っております。その他にも、周辺住民や店舗からも駐車場として借りたいとの話をいただいており、貸駐車場の需要が見込まれることから、貸露天駐車場に転用したく、本申請に及んだものです。転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承した訳でございますが、なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次に７番です。久谷地区で 1,000 平米超えの案件で、池田委員お願いいたします。
池田友邦委員	先ほど事務局の方から説明がありましたとおり、譲受人は主に不動産業を営む会社でありますが、今回顧客の要望により、本申請地を取得し、貸露天駐車場として使用したく、本申請に至ったものであります。隣接農地への被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承しました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 ただ今、議案第６号につきまして事務局並びに地元委員からの補足説明がありました。本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件は、県許可分ですので、１番は愛媛県農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を附して愛媛県知事に送付させていただきます。 次に議案第７号、「令和２年度第２号農用地利用集積計画」について議題といたし

	ます。事務局から説明をお願いします。
片 山 剛 主 査	それでは、御説明をさせていただきます。 本日の案件 49 件のうち、使用貸借権の設定は 100 筆、賃借権設定は 11 筆、所有権移転は 14 筆で、設定総面積は、98,374 平米です。その内訳は、新規が 35 筆、更新が 71 筆、再設定が 5 筆、売買が 14 筆となっています。 14 ページの番号 1 の譲受人は、約 677 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 15 ページの番号 7 の譲受人は、約 65 アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 8 と 16 ページの番号 9 の譲受人は、約 829 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 17 ページと 18 ページの番号 14 の譲受人は、約 191 アールを耕作する農地所有適格化法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 20 ページの番号 22 の譲受人は、約 92 アールを耕作する農業者で、新たに貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 22 ページの番号 26 から 23 ページの番号 27 の譲受人は、約 174 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権と賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 28 から番号 32 の譲受人は、約 431 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 33 の譲受人は、約 179 アールを耕作する農業者で、新たに貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 24 ページの番号 35 と番号 36 の譲受人は、約 70 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 37 と番号 38、25 ページの番号 39 の譲受人は、約 89 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 26 ページの番号 40 との番号 42 の譲受人は、約 84 アールを耕作する農業者で、水田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 41 の譲受人は、約 119 アールを耕作する農業者で、水田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 43 の譲受人は、約 95 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、

	経営規模を拡大するとしています。 番号44の譲受人は、約75アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号45の譲受人は、約242アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号46の譲受人は、約171アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 27ページの番号47の譲受人は、約151アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号48と番号49の譲受人は、約232アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。なお、公告日は、令和２年５月18日となっております。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 ただいま、議案第７号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第８号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
片山剛主査	失礼いたします。大変申し訳ございませんが、御審議いただく前に議案書の筆数

	と面積の修正をお願いいたします。まず田が７筆 6,987.67 平米から、修正後は４筆 2,849.61 平米へ修正をお願いいたします。畑が８筆 7,326 平米から、修正後は 11 筆１万 1,464 平米へ修正をお願いいたします。修正箇所は以上でございます。なお合計の欄の筆数と面積に修正はございません。 それでは御説明いたします。農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号１から番号３の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 なお、一部面積について、適用除外となっています。以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただ今議案第８号につきまして事務局から説明がありました。本件につきまして御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第９号、「農地法第３条の３の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

西山昌宏副主幹	それでは御報告いたします。令和２年３月 26 日から４月 23 日までに専決処理した案件は 22 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これら 22 件につきましては、いずれも適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 ただ今、議案第９号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案９件の審議は全て終了いたしました。 なお、次回は６月１０日の水曜日を予定しておりますが、新型コロナウィルスの今後の推移を見ながら、本日のように過半でやるのか、それとも状況が良くなって全員対象で総会を開くのか、そのあたりは推移を見ながら、また皆さん方に議案をお送りする際に、説明したいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。 委員、何か質問はないですか。無いようでしたら、事務局ないですね。はい、それでは以上で第 195 回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
渡部純三次長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。 午前 11 時 13 分閉会